

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）の設置・実施団体の募集に係る質問・回答一覧

No.	質問受付日	質問種別	質問	回答
1	2021/11/11	その他	本事業における拠点となる施設や設備は、本事業の専用である必要がありますか？ 他事業使用時に併用することは可能でしょうか？	本事業を行う施設・設備については、本事業専用である必要はありません。ただし、本事業の実施時間内においては、他の用途に用いることはできません。また、本補助金で取得等した物品等を、市長の承認なく他の目的に転用することはできません。 参考：西宮市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱第7条（1）